



訪問販売による新聞購読の長期契約トラブルに注意しましょう！

Q. 自宅に新聞の購読を勧める販売員が来て、1年間の購読を勧めた。「今年いっぱい契約している新聞がある」と伝えたと、販売員は「来年からでいい」と言った。断ったが長時間帰らず、仕方なく契約したが、落ち着いて考えると、1年間の契約は長すぎる。解約したいがどうしたらいいか。

A. 訪問販売で契約した場合、購読契約書の控えを受け取った日を含む8日間は、クーリング・オフができます。やめる理由は問われません。販売店にクーリング・オフ通知を送付しましょう。クーリング・オフ期間が過ぎても、販売方法に問題があった場合は、取り

消しができる可能性があります。

新聞の長期契約や数年先の契約は、経済事情の変化や入院・転居など、今までの生活が送れなくなると、購読できなくなる可能性があります。特に高齢者は注意が必要です。長期契約や数年先の契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう。また解約の際、契約時に受け取った商品券など景品の返還を求められ、トラブルになることもあります。

新聞の景品は、「新聞公正競争規約」において、「取引価格の8%または6カ月分の購読料の8%のいずれか低い金額の範囲」(通常2,000円程度)とされています。高額な景品は受け取らず、また景品につられないようにしましょう。困ったときには消費者センターに相談してください。

《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188